平成２２年（フ）第１７１１号
大阪府摂津市鳥飼和道２丁目５番９―602号
破産者　高山　　拓
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５３７５号
大阪市生野区巽南１丁目６番24号
破産者　北村昭一郎
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５２３号
大阪府豊中市東豊中町５丁目33番１―304号
破産者　南部　都世
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３号
兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野１番地３　バードランド201号、開始決定時の住所兵庫県南あわじ市市円行寺517番地20　コーポ円行寺101号
破産者　菊井　洋輝
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第９４号
兵庫県南あわじ市八木養宜上1182番地16、前住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目26番６―４号
破産者　筒井　雅史
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第７１号
和歌山県田辺市下万呂947番地の６
破産者　玉置　　明
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第７２号
愛媛県新居浜市泉宮町３番162号
破産者　谷野宮若菜
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第５４号
福岡県宮若市宮田4887―１―２階、住民票上の住所福岡県遠賀郡水巻町吉田西１丁目３番25号
破産者　高藤勇太郎
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第９５号
大分県日田市大字鶴河内2863の１
破産者　森嶋　一也
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２１２号
静岡県富士宮市万野原新田4064―19　メゾンアルファ101、開始決定時の住所静岡県富士市江尾224番地の14
破産者　保坂　俊次
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２１６号
静岡県静岡市清水区三保1331番地の８、開始決定時の住所静岡県富士市新橋町２番７号
破産者　保坂　　昭
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３８９号
福岡市博多区奈良屋町14番３―202号
破産者　加峯　　愼
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８号
京都府舞鶴市字行永2311番地１
破産者　唐橋　清彦
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
広島県尾道市向島町8552番地
破産者　高原　九年
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２３５２号
福岡県太宰府市大佐野２丁目３番１号
破産者　飛松　正則
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４０７号
福岡市中央区草香江２丁目12番12―406号、開始決定時の住所福岡市中央区平和５丁目７番10号
破産者　堀部　丈司
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２２号
福岡市南区警弥郷１丁目31番15―101号
破産者　山下　正明
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８９号
福岡市早良区星の原団地19番306号
破産者　國分　英雄
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部